産業技術力強化法施行令及び経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案　新旧対照条文

（新旧対照条文一覧）

（本則）

○産業技術力強化法施行令（平成十二年政令第二百六号）（第一条関係）……1

○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号）（第二条関係）……6

○産業技術力強化法施行令（平成十二年政令第二百六号）（第一条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（時価よりも低い対価による通常実施権の許諾） 第一条　産業技術力強化法（以下「法」という。）第十八条の規定による国有の特許権又は実用新案権の通常実施権の許諾は、時価からその五割以内を減額した価額を対価として行うものとする。 ２　法第十八条の政令で定める期間は、三年とする。 ３　法第十八条に規定する政令で定める者は、個人又は次の各号のいずれかに該当する法人であって、同条の特許発明又は登録実用新案の実施による新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行う具体的な計画を有するものとする。 一～三　（略） 四　設立の日以後の期間が十年未満の法人であって、法第十八条の許諾を求めた日の属する事業年度の前事業年度（当該許諾を求めた日が前事業年度経過後二月以内である場合には、前々事業年度）において試験研究費等比率（一事業年度における試験研究費及び開発費（法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十四条第一項第三号に規定する開発費及び新たな事業の開始のために特別に支出する費用をいう。）の合計額の収入金額（総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十一号に規定する有	（時価よりも低い対価による通常実施権の許諾） 第一条　産業技術力強化法（以下「法」という。）第十六条の二の規定による国有の特許権又は実用新案権の通常実施権の許諾は、時価からその五割以内を減額した価額を対価として行うものとする。 ２　法第十六条の二の政令で定める期間は、三年とする。 ３　法第十六条の二に規定する政令で定める者は、個人又は次の各号のいずれかに該当する法人であって、同条の特許発明又は登録実用新案の実施による新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行う具体的な計画を有するものとする。 一～三　（略） 四　設立の日以後の期間が十年未満の法人であって、法第十六条の二の許諾を求めた日の属する事業年度の前事業年度（当該許諾を求めた日が前事業年度経過後二月以内である場合には、前々事業年度）において試験研究費等比率（一事業年度における試験研究費及び開発費（法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十四条第一項第三号に規定する開発費及び新たな事業の開始のために特別に支出する費用をいう。）の合計額の収入金額（総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十一号に規定す

価証券の譲渡による収入金額を控除した金額をいう。）に対する割合をいう。）が百分の三を超えるもの

（国が譲り受けないことができる権利等）

第二条　法第十九条第一項の政令で定める権利は、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権とする。

2　法第十九条第一項第四号の政令で定める権利は、特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権又は回路配置利用権若しくは育成者権についての専用利用権（次項において「専用実施権等」という。）とする。

3　法第十九条第一項第四号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　受託者等（法第十九条第一項に規定する受託者等をいう。）であって株式会社であるものが、その子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第四号に規定する親会社をいう。）に特許権等の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾（以下この項において「移転等」という。）をする場合

二・三　（略）

（重点産業技術の指定）

第三条　法第二十条の規定に基づき、次に掲げる分野における産業活動において利用される技術を重点産業技術として指定する。

価証券の譲渡による収入金額を控除した金額をいう。）に対する割合をいう。）が百分の三を超えるもの

（国が譲り受けないことができる権利等）

第二条　法第十七条第一項の政令で定める権利は、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権とする。

2　法第十七条第一項第四号の政令で定める権利は、特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権又は回路配置利用権若しくは育成者権についての専用利用権（次項において「専用実施権等」という。）とする。

3　法第十七条第一項第四号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　受託者等（法第十七条第一項に規定する受託者等をいう。）であって株式会社であるものが、その子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第四号に規定する親会社をいう。）に特許権等の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾（以下この項において「移転等」という。）をする場合

二・三　（略）

（新設）

一　人工知能・先端ロボット分野
二　量子分野
三　半導体・通信分野
四　バイオ・ヘルスケア分野
五　フュージョンエネルギー分野
六　宇宙活動分野

（産業技術研究法人に係る大臣）

第四条　法第三十四条第一項第二号の政令で定める産業技術研究法人に係る大臣は、次の各号に掲げる産業技術研究法人ごとに、それぞれ当該各号に定める大臣とする。

一　国立研究開発法人日本医療研究開発機構　内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣

二　福島国際研究教育機構　内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び環境大臣並びに福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第百二十七条第一項第二号に規定する政令で定める大臣

三　国立研究開発法人情報通信研究機構　総務大臣

四　独立行政法人酒類総合研究所　財務大臣

五　国立研究開発法人物質・材料研究機構　文部科学大臣

六　国立研究開発法人防災科学技術研究所　文部科学大臣

七　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構　文部科学大臣及び原子力規制委員会

八　国立研究開発法人科学技術振興機構　文部科学大臣

九　国立研究開発法人理化学研究所　文部科学大臣

十　国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構　文部科学大臣並

（新設）

びに内閣総理大臣、総務大臣及び経済産業大臣並びに国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）第二十八条第一項第六号に規定する政令で定める大臣

十一　国立研究開発法人海洋研究開発機構　文部科学大臣

十二　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　文部科学大臣並びに経済産業大臣及び原子力規制委員会

十三　独立行政法人国立病院機構　厚生労働大臣

十四　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所　厚生労働大臣

十五　国立研究開発法人国立がん研究センター　厚生労働大臣

十六　国立研究開発法人国立循環器病研究センター　厚生労働大臣

十七　国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター　厚生労働大臣

十八　国立研究開発法人国立成育医療研究センター　厚生労働大臣

十九　国立研究開発法人国立長寿医療研究センター　厚生労働大臣

二十　国立健康危機管理研究機構　厚生労働大臣

二十一　独立行政法人農林水産消費安全技術センター　農林水産大臣

二十二　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構　農林水産大臣

二十三　国立研究開発法人国際農林水産業研究センター　農林水産大臣

二十四	国立研究開発法人森林研究・整備機構	農林水産大臣
二十五	国立研究開発法人水産研究・教育機構	農林水産大臣
二十六	国立研究開発法人産業技術総合研究所	経済産業大臣
二十七	独立行政法人製品評価技術基盤機構	経済産業大臣
二十八	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	経済産業大臣
二十九	国立研究開発法人土木研究所	国土交通大臣
三十	国立研究開発法人建築研究所	国土交通大臣
三十一	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	国土交通大臣
三十二	国立研究開発法人国立環境研究所	環境大臣

○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（内閣総理大臣への送付の対象となる発明） 第十二条　（略） ２　（略） ３　法第六十六条第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する発明であることとする。 一・二　（略） 三　国若しくは国立研究開発法人が委託した技術に関する研究及び開発又は国若しくは国立研究開発法人が請け負わせたソフトウェアの開発の成果に係る発明であって、その発明について特許を受ける権利につき産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）第十九条第一項（同法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）（国立研究開発法人が委託し又は請け負わせた場合にあっては、同法第十九条第二項において準用する同条第一項）の規定により国又は当該国立研究開発法人が譲り受けないこととしたもの 四　（略）	（内閣総理大臣への送付の対象となる発明） 第十二条　（略） ２　（略） ３　法第六十六条第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する発明であることとする。 一・二　（略） 三　国若しくは国立研究開発法人が委託した技術に関する研究及び開発又は国若しくは国立研究開発法人が請け負わせたソフトウェアの開発の成果に係る発明であって、その発明について特許を受ける権利につき産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）第十七条第一項（国立研究開発法人が委託し又は請け負わせた場合にあっては、同条第二項において準用する同条第一項）の規定により国又は当該国立研究開発法人が譲り受けないこととしたもの 四　（略）